

規制の事前評価書（要旨）

法律又は政令の名称	プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律案	
規制の名称	プラスチック使用製品廃棄物の排出の抑制及び再資源化等を促進するための措置の創設	
規制の区分	新設	
担当部局	環境省環境再生・資源循環局総務課リサイクル推進室	
評価実施時期	令和3年3月	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>国内で排出されるプラスチック使用製品廃棄物の量をできる限り削減するとともに、排出されたものについてはより一層の再資源化等の有効利用を推進するため、以下の規制を導入するもの。</p> <p>① 特定プラスチック使用製品の使用の合理化</p> <p>主務大臣は、特定プラスチック使用製品（商品の販売又は役務の提供に付随して消費者に無償で提供されるプラスチック使用製品として政令で定めるもの）を提供する事業者であつて、政令で定める業種に属する事業を行うものによる特定プラスチック使用製品の使用の合理化によるプラスチック使用製品廃棄物の排出の抑制のために取り組むべき措置の判断の基準となるべき事項を策定し、必要に応じて指導及び助言を行う。また、その事業において提供する特定プラスチック使用製品の量が政令で定める要件に該当する事業者に対しては、判断の基準となるべき事項に照らして取組が著しく不十分であると認めるときは、勧告、公表及び命令を行うことができることとする。</p> <p>② プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等</p> <p>主務大臣は、プラスチック使用製品産業廃棄物等を排出する事業者がその排出の抑制及び再資源化等を促進するために取り組むべき措置の判断の基準となるべき事項を策定し、必要に応じて指導及び助言を行う。また、プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出量が政令で定める要件に該当する事業者に対しては、判断の基準となるべき事項に照らして取組が著しく不十分であると認めるときは、勧告、公表及び命令を行うことができることとする。</p> <p>③ 主務大臣の計画認定による廃棄物処理法の特例（手続の一元化）</p> <p>市町村による分別収集及び再商品化、製造・販売事業者等による自主回収及び再資源化、並びに排出事業者等による再資源化を促進するため、プラスチック使用製品廃棄物の再商品化又は再資源化に関する計画を主務大臣（環境大臣含む。）が認定することで、当該計画に基づいて行われる再商品化又は再資源化に必要な廃棄物の収集、運搬及び処分について廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）に基づく各自治体による業の許可を不要とする。</p>	
想定される代替案	<p>判断基準の対象となる事業者のうち、一定要件を満たす事業者に、判断基準を踏まえた排出の抑制及び再資源化等の取組の状況を定期的に主務大臣に報告する義務を課し、必要に応じて主務大臣が指導及び助言並びに勧告、公表及び命令をすることができることとする。</p>	
直接的な費用の把握	要素	代替案の場合

<p>遵守費用</p>	<p>① 特定プラスチック使用製品の提供事業者については、追加的な遵守費用は小さく、むしろ従来コストをかけて無償で提供していたプラスチック使用製品の使用量が削減されることから、事業に係る費用は総じて削減されることが想定される。</p> <p>② プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出事業者については、代替製品への切り替え、製品生産工程の見直し、分別排出の徹底等により、遵守費用が発生する（他方で、廃棄物処理費用が削減される効果もある）。</p> <p>③ 本計画認定は、一律に取得しなければならないものではないため、遵守費用は発生しない。</p>	<p>左記の費用に加えて、一定要件を満たす全ての事業者に対して、定期報告義務を課すことにより、対象事業者における取組状況の定期報告様式への記載、社内決裁及び提出等に係る事務費用並びに人件費等が発生することが想定される。</p>
<p>行政費用</p>	<p>上記①②については、国において、対象事業者の実施状況に係る任意のサンプリング調査等に係る費用（質問票の作成、配布及び回答の取りまとめ等）が発生することが想定される。ただし、法律に基づいて毎年度調査することが義務づけられているものではなく、また、事業所管大臣が通常行っている業務の中で行われることが想定されるものである。</p> <p>上記③については、自治体で行われていた廃棄物処理業の許可手続等の事務を主務大臣が担うこととしたものであり、行政費用は増減しない。</p>	<p>定期報告されたものの取りまとめ、対象事業者からの問合せ及び未提出者への催促等に要する費用が想定される。</p>
<p>直接的な効果（便益）の把握</p>	<p>プラスチック使用製品産業廃棄物の排出量が削減されるとともに、プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等が推進されることで、プラスチック資源循環戦略に盛り込んだマイルストーン（2030年までに使い捨てプラスチックを累積25%排出抑制、2035年までに使用済プラスチックを100%有効利用、2030年までに再生利用を倍増等）に近づくとともに、プラスチック使用製品産業廃棄物の処理に係る社会的費用が削減される。</p>	<p>対象事業者による取組状況を比較的正確に把握することができる。また、国に定期的に報告する義務が課されることにより対象事業者による取組の実効性が担保される。</p>
<p>副次的な影響及び波及的な影響</p>	<p>環境中へのプラスチック使用製品産業廃棄物の漏出を防止することによる海洋</p>	<p>（同左）</p>

の把握	プラスチックごみ問題への貢献、プラスチックの原料となる化石資源の使用量が削減されることによる地球温暖化の防止への寄与、代替素材の開発・生産や資源循環関連産業の発展による経済成長・雇用創出への寄与等が想定される。	
費用と効果（便益）の関係	本規制案の導入によって生ずる費用に対して、その効果（便益）は大きいと考えられるため、費用は正当化されるものと考えられる。また、本規制案と代替案の比較についても、法律の運用上、事業所管大臣から対象事業者に調査を実施することで代替可能であるため、より遵守費用が少ない本規制案は、妥当なものであると言える。	
その他の関連事項	本規制案については、中央環境審議会循環型社会部会プラスチック資源循環小委員会、産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会プラスチック資源循環戦略ワーキンググループ合同会議における計8回の審議を経て、取りまとめられた「今後のプラスチック資源循環施策のあり方について」の内容を踏まえて立案している。	
事後評価の実施時期等	本規制案については、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律案附則第2条の規定に基づいて、法律の施行後5年を経過した時に実施することとなる。	
備考		